

(仮称) 萬松園公園整備事業

公募設置等指針 (案)

概要版

令和3年10月

加 賀 市

目 次

第1章 事業の概要	1
1. 目的	1
2. (仮称) 萬松園公園の概要	1
(1) 施設概要	1
(2) 基本構想	2
(3) 施設位置	3
3. 費用負担及び役割分担	4
4. 事業範囲	4
5. 地域還元の提案について	5
6. 事業スケジュール	6
第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	7
1. 公募対象公園施設の建設に関する事項	7
(1) 公募対象公園施設の種類の種類	7
(2) 公募対象公園施設の整備に関する条件	7
(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件	7
(4) 公募対象公園施設の場所	7
(5) 設置又は管理の開始の時期	7
(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	8
2. 特定公園施設の建設に関する事項	8
(1) 特定公園施設の建設範囲	8
(2) 整備に関する条件	8
(3) 特定公園施設の建設について	9
(4) 市による特定公園施設の整備費用の負担	12
3. 利便増進施設の設置に関する事項	12
(1) 利便増進施設の設置について	12
(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料	12
4. 公園施設の利活用に関する事項	12
5. 年間公園利用者数の目標値に関する事項	13
6. 管理運営に関する事項	13
(1) 指定管理者の指定及び管理運営経費	13
(2) 特定公園施設(体験学習施設)の利用料金及び営業時間	13

(3) 指定管理業務の範囲及び具体的内容	13
(4) 施設の修繕	14
(5) 災害等への対応	14
(6) 第三者機関による業務実施状況の確認	14
(7) 指定の取消し等	14
(8) 業務の引継ぎ等	15
7. 認定の有効期間	15
第3章 公募の実施に関する事項等	15
1. 公募への参加資格等	15
(1) 応募者の資格	15
(2) 応募の制限	16
(3) 応募条件	16
2. 提供情報	16
3. 事業破綻時の措置	16
(参考資料)	
参考資料1 位置図	
参考資料2 事業区域図	
参考資料3 接面道路	
参考資料4 供給処理施設	
参考資料5 法令上の制限	
参考資料6 雨水排水	
参考資料7 土質調査	

第1章 事業の概要

1. 目的

(仮称) 萬松園公園は、石川県南端の加賀市中央部に位置し、開湯1300年の歴史を有する北陸有数の温泉観光地である山代温泉の背後に位置しています。山代温泉は、広域観光周遊ルート「昇龍道」のモデルコース上にあり、温泉共同浴場の「総湯」や「九谷焼」などの地域資源や明智光秀、与謝野晶子、魯山人などを魅了した温泉街には年間約75万人(令和元年)の観光客が訪れています。今後、北陸新幹線金沢敦賀間開業が予定されており、新幹線を核とした更なる交流人口の増加が見込まれています。

このような中で、古くから温泉街の背後に位置する里山として親しまれてきた「萬松園」において、豊かな自然や温泉街と隣接する立地特性を活かした広域観光の拠点となる公園づくりを進めています。公園整備にあたっては、「萬松園活用基本構想」に基づき、自然豊かな里山の環境や明覚上人をはじめとする地域資源を結びつけ、官民連携による施設整備と適切な施設管理運営を展開することにより、温泉街の活性化を図ることを目的としています。

2. (仮称) 萬松園公園の概要

山代温泉の辺りは、古くは「山背郷」と呼ばれてきました。その東側に位置する里山は「薬師山」と呼び、薬王院温泉寺があります。明治には地元有志らにより温泉浴客が散策できるように「萬松園」として開拓され、「加賀国山代温泉全図」にはその賑わいの様子を見ることができます。

このように里山を背に西側に発達してきた温泉街の歴史を紐解き、自然豊かな里山の環境や明覚上人をはじめとする地域資源を結びつけ、「次世代の山背のまちをつくる萬松園の再生」をテーマとして掲げるものとします。

(1) 施設概要

所在地	: 石川県加賀市山代温泉3区外3町地内	
敷地面積	: 約3.72ha	
開設予定年月	: 令和6年3月	
都市計画区域	: 区域内区分非設定	
用途地域	: 第1種住居地域、無指定(建蔽率60%、容積率200%)	
地域地区	: 第5種風致地区 (最高高さ15m、建蔽率40%、隣地後退1m、道路後退2m、緑地率30%)	
上水道	: KKR跡地の南側接面道路に75mmの量水器	(参考資料4)
	: 廃業旅館の北側接面道路に50mmの量水器	(参考資料4)
下水道	: KKR跡地の西側接面道路の北端に公共樹	(参考資料4)
	: 廃業旅館の北側接面道路に公共樹	(参考資料4)
電力	: KKR跡地の西側・北側接面道路に電柱及び架線ルート	(参考資料4)
	: 廃業旅館の北側接面道路に電柱及び架線ルート	(参考資料4)
	: 計画区域の中央部を南北に縦断する電柱及び架線ルート(参考資料4)	
接続等道路		
	: 西側道路 : 市道 B 34 (舗装道路)	(参考資料3)
	: 南側道路 : 市道 B109 (舗装道路)	(参考資料3)
	: 北側道路 : 市道 B366 (舗装道路)	(参考資料3)
	: 中央部道路 : 市道 B 62 (舗装道路)	(参考資料3)

アクセス

【JR加賀温泉駅から】

(バス) 「加賀温泉駅」から温泉山中線(山中温泉行き)に乗車約13分

「山代温泉」下車→500m 徒歩約6分

(車) 約10分

【小松空港から】

(車) 約29分

【北陸自動車道から】

(車) 加賀ICから約14分

片山津ICから約20分

(2) 基本構想

テーマ

次世代の山背のまちをつくる萬松園の再生

(整備コンセプト)

- 萬松園と地域の自然や歴史を保全活用した整備とする。
- 山代全体の回遊性と歩きたくなるまちづくりに寄与する整備とする。
- 九谷五彩の考え方(萬松園は緑)を活かした整備とする。
- 里山の豊かな自然環境とICT技術※を取り入れた整備とする。
- 木と子どもの遊びをランドスケープデザインに取り入れた整備とする。
- あいうえおと学びの要素を取り入れた魅力づくりを図る。

※「スマートシティ加賀」の取り組みを参考にする。

AIやIoT、ロボット、ドローン等を活用したサービスの提供

(想定する年間公園利用者数)

年間76,000人 ※山代温泉の年間宿泊者数の10.5%に相当

3. 費用負担及び役割分担

民間事業者は、公募対象公園施設、特定公園施設を含めた事業区域全体の基本構想となる公募設置等計画を作成し、全体としての整備の方向性を提案してください。

費用負担及び役割分担

		公募対象公園施設 (必須)	特定公園施設 (必須)	利便増進施設 (任意)
		飲食店、売店 屋外遊具施設等	園路、広場、駐車場、管理事務所、体験学習施設、空中回廊、展望台等	看板、広告塔（デジタルサイネージ）、駐輪場等
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市と認定計画提出者 ※両施設が一体建築となる場合は建物の区分所有等に関する法律の適用	認定計画提出者
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が設置許可を受けて整備	特定公園施設譲渡契約により整備したものを市へ譲渡	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備
管理運営	実施主体	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	財産管理	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が管理許可を受けて管理運営	指定管理者の指定を受けて管理運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて管理

4. 事業範囲

事業者には、（仮称）萬松園公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ②特定公園施設の設計業務
- ③特定公園施設の建設業務
- ④特定公園施設の譲渡業務
- ⑤特定公園施設の管理運営業務
- ⑥利便増進施設の設置及び管理業務（任意提案）
- ⑦公園施設の利活用提案（任意提案）

5. 地域還元の提案について

公募対象公園施設や特定公園施設の運営のほか、イベント等を実施する際の行為許可に伴う使用料などの利益については、認定計画提出者の経営努力によるものと考え、原則として認定計画提出者に帰属します。

ただし、公共施設であることを鑑み、利益が計画を大幅に上回った場合については、公共公益性の視点からその超過額の取扱いについて提案をお願いします。※計画を下回った場合はその差額を補填しません。

地域還元の提案については以下の視点で提案してください。

①還元の考え方

還元の考え方の例を参考に、どのような還元が考えられるかご提案ください。

(例)

- ・公園内において賑わい創出に係るイベントを実施し、その経費に充当する
- ・地域団体が実施するイベントに協賛する
- ・公園施設の修繕を実施する
- ・施設使用料を割り引く原資とする

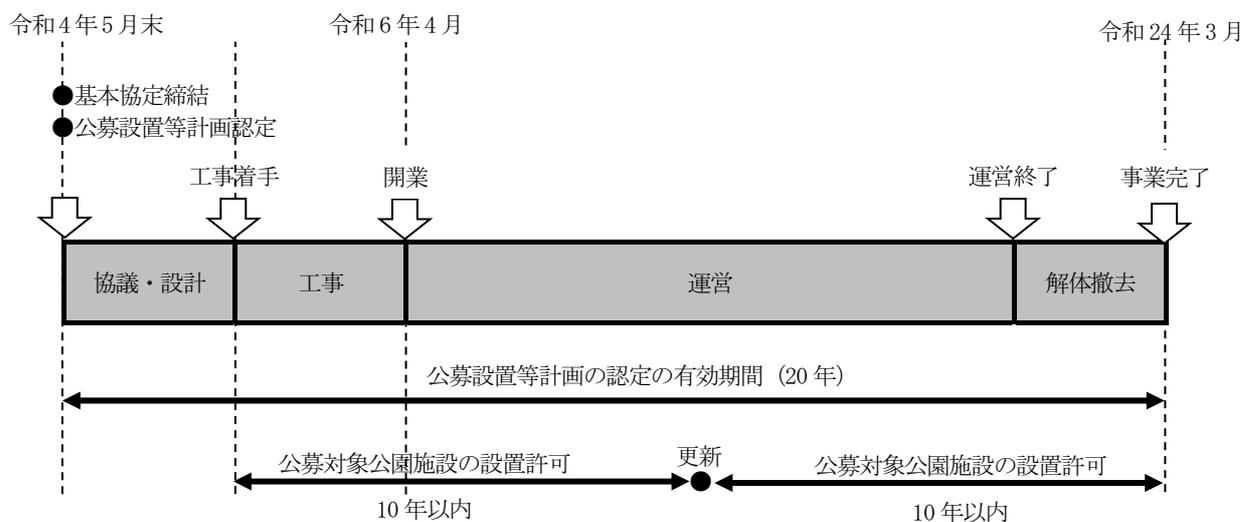
②還元する金額

(例)

- ・利益の一部（〇％）を還元する
- ・毎年一定額（〇円、利益の〇％）を還元する

6. 事業スケジュール※予定

項目	時期
公募設置等指針の公表	令和4年1月4日～3月11日
公募設置等指針等説明会申込期限	令和4年1月12日
公募設置等指針等説明会	令和4年1月14日
質問書受付	令和4年1月17日～2月10日
質問書回答	令和4年2月21日
公募設置等計画の受付	令和4年2月1日～令和4年5月9日
プレゼンテーション	令和4年5月中旬
公募設置等予定者等の通知	令和4年5月下旬
公募設置等計画の認定	令和4年5月下旬
基本協定締結	令和4年5月末
認定計画提出者による工事（設計及び建設）	令和4年6月～令和6年3月
供用開始	令和6年4月
事業終了	令和24年3月



【設置管理許可期間】

期間は、10年以内とし、公募設置等計画の有効期間内に設置許可の更新申請があった場合、許可を与えることとする。

【事業期間の延長】

事業期間終了までに、本市と事業者が双方協議の上、事業期間を延長することができるものとする。

第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 公募対象公園施設の建設に関する事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、(仮称)萬松園公園との一体利用により施設利用者へのサービス向上や、地域に親しまれる収益施設を提案してください。

提案可能な施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設であって、当該施設から生じる収益等を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとし、公園施設に該当しないものは認められません。

(2) 公募対象公園施設の整備に関する条件

- ・都市公園区域内に設置可能な建築面積の上限は特に定めませんが、加賀市都市公園条例に規定する各公園施設の建ぺい率を遵守することとし、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた規模の提案としてください
- ・公募対象公園施設のデザイン、高さ及び配置等は、都市公園区域の東側エリアが風致地区（第5種）、西側エリアが加賀市景観計画「景観形成地域」、に指定されていることから自然環境及び周囲との調和に配慮してください。また、加賀市景観条例及び加賀市景観条例施行規則に基づく事前相談・協議、届出等をしていただく必要があります
- ・地域住民等の有志が、萬松園全域を対象に長期的な視点をふまえた里山環境の保全活動に取り組んでいます。事業区域内では、あいうえおの小径沿いの東側斜面中腹のエリア（忠魂塔～頂上部）において赤松林の再生等を行っています。本事業による整備との調和や当該グループとの連携を図ってください

(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- ・公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理・運営としてください
- ・継続的に運営可能な事業計画とし、年間を通じて円滑な管理・運営が可能な従業員の配置体制としてください
- ・特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理・運営内容としてください
- ・地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置体制としてください
- ・公園内や周辺道路において通行利用者などの支障とならないよう対策をしてください
(支障例) 販売又は配布した物の園路・広場や歩道等への投げ捨て
公募対象公園施設利用者の待ち列による園路、道路区域へのはみ出し
公募対象公園施設利用者が使用する自転車を園路や周辺歩道へ放置すること
- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とします
- ・営業時間については特に制限しませんが、本市と協議の上、営業時間を定めてください
- ・アルコール類の販売は可能ですが、自動販売機によるアルコール類の販売は禁止とします

(4) 公募対象公園施設の場所

公園区域の範囲（約3.72ha）で適当な設置場所を提案してください。

(5) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置及び管理の開始時期は令和6年4月からとなる予定です。

(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料(税抜)及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	300円/㎡年以上
-----------------	-----------

2. 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 特定公園施設の建設範囲

公園区域の範囲(約3.72ha)でP8施設配置イメージを参照し、適当な設置場所を提案してください。

(2) 整備に関する条件

特定公園施設の建設に際しては、工事の施工方法に関する法令及び下記の公的基準等の最新版に従って設計・施工してください。

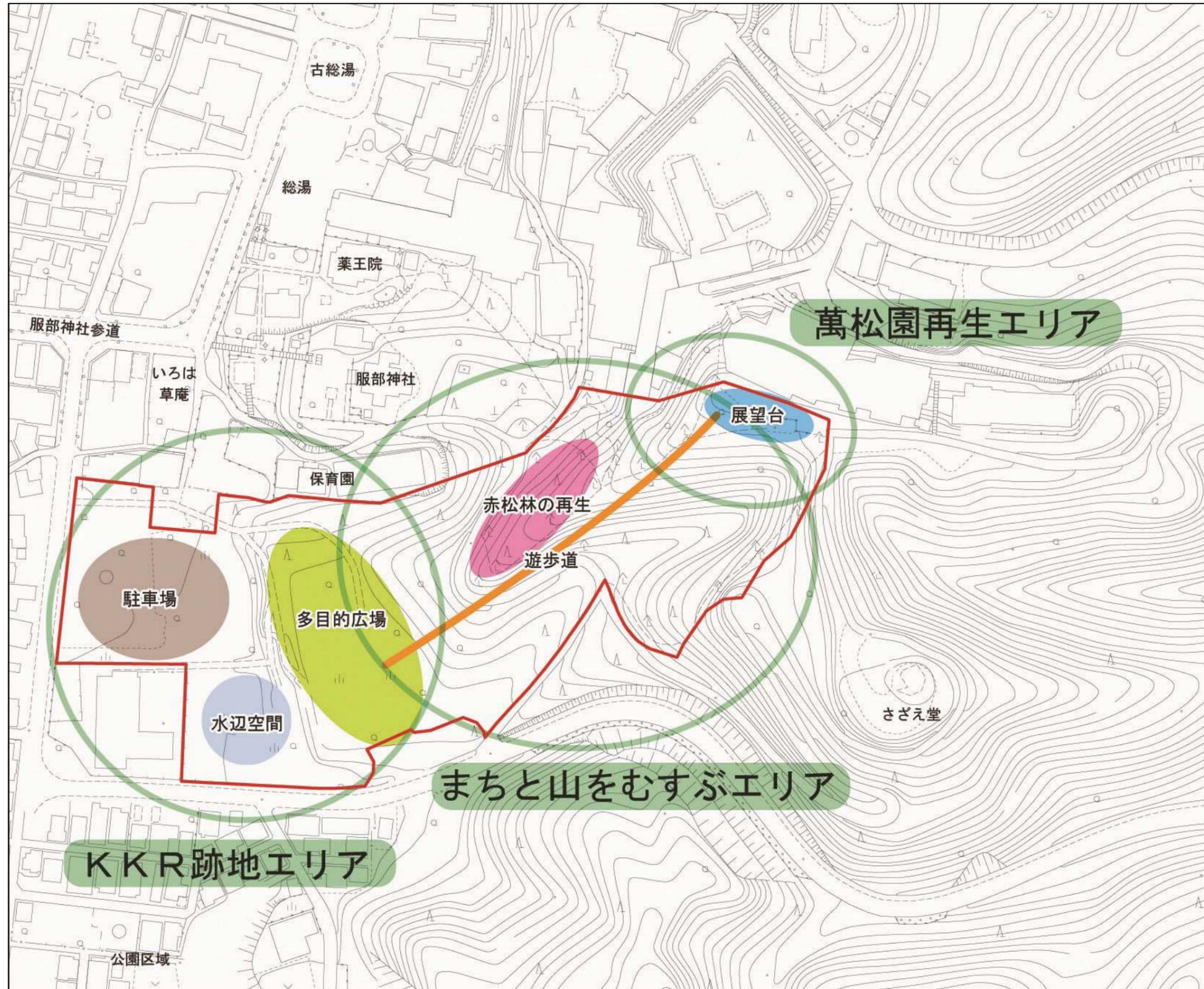
(3) 特定公園施設の建設について

(共通)

- ・公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画としてください
- ・混雑時の各動線(通行者と公募対象公園施設待合者等)の機能性及び安全性に配慮してください
- ・来園者が快適にくつろげるような空間を提供できる提案としてください
- ・夜間も安全で魅力的な空間となるよう照明施設を整備してください
- ・公園のイメージに合ったデザインの園名板を整備してください
- ・誰もが過ごしやすく楽しめるユニバーサルデザインに配慮しつつ、バリアフリーについては、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例、加賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づいた計画としてください
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください
- ・地域住民等の有志が、萬松園全域を対象に長期的な視点をふまえた里山環境の保全活動を取り組んでいます。事業区域内では、あいうえおの小径沿いの東側斜面中腹のエリア(忠魂塔～頂上部)において赤松林の再生等を行っています。本事業による整備との調和や当該グループとの連携を図ってください

(整備施設)

基本構想を基に作成したゾーニング及び施設配置イメージは、以下のとおりです。



各施設の整備規模及び内容は、以下のとおりです。

エリア	施設	内容
K K R 跡 地	駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> ・As 舗装相当とする ・収用台数は総湯利用客分（60 台）と公園利用客を見込んだ台数とする ・観光客に配慮した設計とする ・放置車両等の管理に配慮した設計とする
	多 目 的 広 場	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催等多目的な利用が可能な芝生広場とする
	水 辺 空 間	<ul style="list-style-type: none"> ・山あいから流出する水のため池を活用した親水空間とする
	管 理 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室、公衆便所、倉庫等を備えた管理施設とする ・施設内においてWi-Fi 等高速で無線通信できる環境を整備する
	調 整 池	<ul style="list-style-type: none"> ・開発による雨水排水協議を行い、必要調整池を設置する ・水辺空間と一体化でも可
	体 験 学 習 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けの木製遊具を中心とした遊戯施設とする ・規模は200 m²以上とする・施設内においてWi-Fi 等高速で無線通信できる環境を整備する。 ・管理事務所と一体化も可
雑 木 撤 去 等	<ul style="list-style-type: none"> ・密集した雑木や枝葉等の伐採撤去、下草刈り等を行い、明るい里山空間に再生する 	
まちと 森を むすぶ	遊 歩 道	<ul style="list-style-type: none"> ・空中回廊を基本とした幅員2mの遊歩道とする ・手すりや床面は木質系の素材とする ・一部階段部があっても良い ・既存の樹木を出来る限り伐採しないよう工夫する
	赤松林の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の有志が取り組んでいる赤松林保全活動との連携を図る
	雑 木 撤 去 等	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ林を保全し、低灌木類の伐採を行い、明るい里山空間に再生する
萬松園 再生	展 望 台	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩や多目的な利用が可能な展望型のデッキとする ・計画地北側の貯湯施設から源泉の引水が可能（足湯等温泉施設の設置が可能）
	園 路	<ul style="list-style-type: none"> ・あいうえおの小径とさざえ堂を繋ぐ工夫を凝らした園路を整備する ・市道敷きに関しては、別途工事を予定している
	雑 木 撤 去 等	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ林を保全し、低灌木類の伐採を行い、明るい里山空間に再生する
全 域	便 益 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者が認識しやすい位置に、公園内の施設の情報や誘導のための案内サインを整備する ・公園利用者の利便性を高めるベンチ、手洗場や水飲場等を整備する
	供 給 処 理 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・管理施設、公衆便所、照明、水飲み場等の施設整備に必要な電気、上下水道等の施設を整備する
	園 路	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から管理事務所までの移動等円滑化園路を確保し整備する ・舗装材は、雨天時でも滑りにくい素材とする ・樹木管理や埋設物管理等に伴うメンテナンス車両の通行や、緊急車両の通行を想定し、通行の可能性のある部分は、幅員、歩行者の安全、舗装仕様等に配慮する
	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな樹木を保全・活用しつつ、来園者にとって快適な環境を提供する
	遊 具	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のシンボルとなるような特徴的な遊具を整備する

(その他)

- ・より良い提案があれば、ご提案ください。

(4) 市による特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の建設に要する初期費用は認定計画提出者が資金調達し、特定公園施設の整備をしていただきます。当該費用は、公募対象公園施設や利便増進施設から見込まれる収益等と市からの負担により賄ってください。応募者には、①特定公園施設の建設に要する費用の見込額、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③本市に負担を求める額を提案していただきます。収益等からの充当額により、できるだけ市負担を低減する提案としてください。

なお、本市が負担する額は特定公園施設の整備に要する費用の見込額に対して9割以下とします。特定公園施設と公募対象公園施設の一部を共用部分(通路等)として提案することは可能とします。なお、共用部分の費用負担については、施設規模(面積等)に応じて案分し、双方が負担するものとします。また、備品については、特定公園施設の建設に要する費用に含まないものとし、本市と認定計画提出者との協議により設置にかかる費用負担を決めるものとします。

本市が負担する費用の上限は以下の金額とします。ただし、予算措置及び財産の取得について加賀市議会で可決されることを条件とします。

市が負担する費用の上限額 810,000千円

(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、市が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は、原則、認定計画提出者の負担となります。

本市が負担する金額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、本市が設計内容・金額を精査確認(数量・単価設定等が適切かどうかを確認し、単価設定は本市が工事発注する際の標準単価や市場単価を参考にするとともに、類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとします。)した上で、本市と認定計画提出者で協議し、決定するものとします。

本事業に際して、P-PFIの支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業」(社会資本整備総合交付金)を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する金額に対して国から支援を受ける予定をしております。

また、国からの支援を受けるにあたって、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

3. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。なお、看板・広告塔はデジタルサイネージ等を原則とします。

(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料

加賀市都市公園条例別表に基づき占用物の種類によって算定します。

4. 公園施設の利活用に関する事項

(仮称) 萬松園公園の賑わいを創出するため、特定公園施設及び公募対象公園施設の利活用について提案してください。

5. 年間公園利用者数の目標値に関する事項

賑わいの指標として、P2に示す「想定する年間公園利用者数」を考慮し、目標となる年間の公園利用者数を提案してください。

6. 管理運営に関する事項

(1) 指定管理者の指定及び管理運営経費

本市は、認定計画提出者を特定公園施設に対し指定管理者として指定することを予定しています。指定管理業務に係る管理運営経費は、利用料金制を採用し、本市から支払う指定管理委託料の他、公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等、特定公園施設の自主事業における収益等により賄っていただきます。

応募者には、本市に負担を求める指定管理委託料見込額を提案していただきます。なお、指定管理委託料については、本市と認定計画提出者で業務内容を協議の上で確定し、協定書を締結します。

ただし、予算措置及び指定管理者の指定について加賀市議会で可決されることを条件とします。市が負担する指定管理料の上限額は以下のとおりとします。

市が負担する指定管理料の上限額 12,000千円/年
(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 特定公園施設（体験学習施設）の利用料金及び営業時間

使用料は、公共施設であることを踏まえ、地域の実情や公園の特性を踏まえた上で、社会通念上適正な額で、本市と認定計画提出者が協議し、加賀市議会で可決した額とします。なお、利用料金は、使用料の範囲内で本市の承認を受けて認定計画提出者が定めた額とします。

また、営業時間は、認定計画提出者が本市と協議し、本市の承認した営業時間とします。

(3) 指定管理業務の範囲及び具体的内容

認定計画提出者には、指定管理業務として次の業務を行っていただきます。指定管理業務の詳細な仕様及び指定期間については、公募設置等計画の選定後に本市と認定計画者が協議した上で決定するものとします。

- ①施設の維持管理に関する業務
- ②施設の運営に関する業務
- ③その他市長が管理上必要と認める業務
- ④自主事業

(4) 施設の修繕

施設、設備機器及び備品等の1件当たり10万円までの小規模修繕については、本市と協議の上で確定した指定管理委託料の範囲内で認定計画提出者に修繕していただきます。

(5) 災害等への対応

認定計画提出者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、本市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報いただきます。

また、認定計画提出者は、暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他本市がこれに類すると認めた事故により生ずる被害により、一時的に市民の避難場所等とし

て本市が当該施設を必要とするときは、本市の要請に応じ緊急の開錠を含めた施設等の管理運営を行っていただき、その間は、本市の指示に従っていただきます。なお、避難場所等として使用したことに伴う管理経費については、認定計画提出者と本市が協議して定めるものとします。

その他、ウイルス等による災害が発生した場合における対策についてマニュアルを作成し、有事の際には速やかに対応できるようにしてください。

(6) 第三者機関による業務実施状況の確認

本市は、認定計画提出者が提出した事業報告書等に基づき、管理業務の実施状況の確認を第三者機関に行わせることができるものとします。

(7) 指定の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止命令を行います。なお、指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に認定計画提出者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還していただきます。

①認定計画提出者が、本公募設置等指針に定めた応募者の資格を失ったとき。

②その他認定計画提出者に管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断したとき。

(8) 業務の引継ぎ等

指定期間が終了したとき又は指定の取消しがあったときは、施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、本市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。なお、引継等に要する費用は、原則として、認定計画提出者に負担していただきます。

7. 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定締結日から20年間とします。

また、設置管理許可期間は許可日から10年以内とします。公募設置等計画期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含まれます。

8. 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者へ事業を承継させることとします。

第3章 公募の実施に関する事項等

1. 公募への参加資格等

(1) 応募者の資格

①応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。個人の応募はできません。

②応募グループで応募する場合は、応募時に共同事業体等を結成し、代表構成団体（他の法人は「構成団体」とする。）を定めてください。

- ③代表構成団体は、公募対象公園施設の設置許可を受け、特定公園施設を本市に譲渡し、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営について、本事業を遂行する責務を負うこととします。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営については、代表構成団体又は構成団体が実施することとします。
- ④特定公園施設の設計業務にあたる応募法人又は応募グループを構成する代表構成団体及び構成団体（以下「応募法人等」という。）のうち少なくとも1者は、建築士法（昭和25法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、類似施設の設計業務の実績を有していることとします。
- ⑤特定公園施設の設計業務を行うにあたり、応募法人等のうち少なくとも1者は、技術士（都市及び地方計画）、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の造園の資格、（以下「技術士等資格」という。）を有していることとします。
- ⑥特定公園施設の建設業務の役割に当たる応募法人等のうち少なくとも1者は、加賀市内に主たる営業所を有し、かつ特定建設業の許可を有し、令和3年・4年度の加賀市建設工事指名競争入札等参加資格の「造園工事」の登録を行っていることとします。
- ⑦特定公園施設の管理・運営業務に当たる応募法人等のうち少なくとも1者は、過去10年以内に本業務と類似した管理・運営実績を有するもので、指定管理者の指定前には、加賀市内に事業所を置くものとします。

（2）応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている者。
- ②当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者。
- ④公募設置等指針公表、配布日から公募設置等予定者決定通知日までの間に、加賀市において指名停止又は指名除外の期間中の者。
- ⑤法人税及び加賀市の市税を滞納している者。
- ⑥暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者。
- ⑦（仮称）萬松園公園整備事業に関する公募設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員が経営又は運営に直接関与している者。

（3）応募条件

- ①応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ②同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

3. 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

- ・（仮称）萬松園公園整備事業基本協定書（案）※未作成
- ・（仮称）萬松園公園整備事業建設・譲渡契約書（案）※未作成
- ・参考資料1 位置図
- ・参考資料2 事業区域図
- ・参考資料3 接面道路
- ・参考資料4 供給処理施設
- ・参考資料5 法令上の制限
- ・参考資料6 雨水排水
- ・参考資料7 土質調査